

2025 長野県育成センター(U11～U16)開催要項

1, 目的

公益財団法人日本バスケットボール協会(以下「JBA」)は世界に通用するバスケットボール環境構築のために「世界基準を日常に取り入れる」「世界を目指す環境を整備」「世界を視野に入れた指導を日常から行う」という強化・育成方針を示している。これに基づき、将来日本代表となる優秀な素質を持つ選手や可能性の高い選手に定期的に良い育成環境・練習環境・指導環境を提供して個を大きく育てること、併せて指導者の研鑽の場として指導者を養成することを設置の目的とする。

2, 名称

長野県育成センター (Development Center=略称 DC)

事業単位：長野県育成センター (長野県 U●●DC) ・4 地区育成センター (●信地区 U●●DC)

3, 主催

一般社団法人 長野県バスケットボール協会

4, 主管

一般社団法人長野県バスケットボール協会ユース育成委員会、各カテゴリー総括マネジメント事務局

5, 協力

長野県バスケットボール協会アンダーカテゴリー部会・技術委員会・指導者養成委員会、長野県内地区バスケットボール協会、長野県高体連バスケットボール専門部、長野県中体連バスケットボール専門部、信州ブレイブウォリアーズユース

6, 日程

地区 DC と県 DC が連携した活動(ピラミッド構造)を基本的に月 1 回年間 10 回程度計画し、別記・長野県育成センターカレンダー(年間計画)に示す活動を原則とする。

7, 会場

別記・長野県育成センターカレンダー(年間計画)に示す会場を原則とする。

8, 参加資格

① TeamJBA 登録選手 (外国籍選手も将来的に帰化の可能性を考慮して参加を認める。)

② 年齢(カテゴリー)

U16DC は、1 月 1 日生まれ以降を年齢の基準とし、それ以下の DC は 4 月 1 日の年齢 (学校における学年)とする。

※ 優秀な選手の場合、上のカテゴリーで活動することは妨げない。(飛び級は可とする。)

③ 居住地・学校所在地・活動場所のいずれかが長野県であること

9, 参加人数と選手参加料

事業単位ごとの参加人数は 20 名程度とする。また、選手より参加料(10 回実施で 10000 円)を徴収する。

10, 指導者

全ての指導者は、県協会ユース育成委員会により任命された者で、JBA コーチライセンスを有する有資格者とする。
C 級ライセンス以上が望ましい。

11, その他

運営にあたっては、運営要項を定める。

2025 長野県育成センター運営要項

1, 運営要項の目的

育成センター活動の目的達成と同時に安全・安心を確保した運営のため、運営要項を定める。
各カテゴリーの長野県育成センター・4地区育成センターの実施要項も本要項を基に作成する。

2, 運営スタッフ

- ① 全体総括
育成センターに関するマネジメント、指導内容、指導者の統制等、全てを統括する。
- ② カテゴリー総括マネージャー(事務局を兼ねる)
 - (1) 全体総括・指導責任者と連携を取りながら、カテゴリー内の活動を掌握する。
 - (2) カテゴリー間連携を強化し、選手の情報共有を行う。
 - (3) 年間計画・会計処理等を行う。
- ③ 任期
1年間とする。(再任は妨げない)

3, 指導スタッフ

- ① 全ての指導者は、県協会ユース育成委員会により任命された者で、JBA コーチライセンスを有する有資格者とする。
C級ライセンス以上が望ましい。
- ② 指導スタッフは、JBA・長野県協会ユース育成委員会のユース育成事業の趣旨を理解し、カテゴリー総括マネージャーと協力して育成センター活動の充実を図る。
- ③ 事業単位ごとに、メイン指導者、サブ指導者、マネジメントを置く。マネジメントはカテゴリー総括マネージャーと連携して事務的業務も行う。
- ④ 任期
1年間とする。(再任は妨げない。)

4, 選手の参加及び規程

- ① 育成センター参加は、選手の権利として保障される。
- ② 原則として育成センター活動を優先し、参加すること。
- ③ 全国大会やそれに準ずる公式戦の予選等と日程が重複した場合は、チームの活動を優先することが出来る。
(平日の活動を実施する場合、選手・所属チームにあらかじめ日程を示し、過剰負担とならないように配慮する。)
- ④ 飛び級の選手(優秀な選手で上のカテゴリーで活動する選手)は、上位・下位のDCに両方参加できる。
下位DCを優先し、過度の負担にならないよう配慮する。
- ⑤ 選手の入替え
新たな有望選手発掘の観点から年間数回の選手入れ替えを行う。(カテゴリーによっては実施出来ない場合もある。)

5, 年間計画の作成

カテゴリー総括マネージャーは、所定の用紙にて年間計画を作成し、参加者に示すと共に全体総括に提出する。

6,名簿作成

事業単位ごとに選手およびスタッフの名簿を所定の書式にて作成し、指定された期日までに全体総括に提出する。

7,信州ブレイブウォリアーズユースの取り扱い

- ① 4地区育成センターと同等とみなす。
- ② 地区育成センタートライアウト、地区対抗戦等にできる限り参加し、長野県育成センターに選出される機会を設ける。

8,運営費・経費等

- ① 長野県バスケットボール協会と選手からの参加料により運営する。
- ② カテゴリー総括マネージャーは、事業単位ごとに予算書を全体総括に提出する。
- ③ 運営費の支出基準は「《スタッフ規程、支出規程》2支出規定」に準じて支出する。また、スタッフ旅費については、別途規程を定める。
- ④ 予算執行にあたっては、カテゴリー総括マネージャーを中心に長野県協会ユース育成委員会の定める執行手順に従って行い、諸帳簿を整理する。
- ⑤ 北信越 BDC 交歓会等の遠征の場合、長野県協会強化費の支出に拘らず、別途会計報告を行う。
- ⑥ 特別な場合は選手から参加料を徴収することもできる。

9,実施報告

- ① 育成センター実施後は、活動の記録として指導スタッフ(マネジメント)が所定の「実施報告書」を作成し、カテゴリー総括マネージャーに提出する。
- ② カテゴリー総括マネージャーは、「実施報告書」をまとめると共に「2025年度 活動報告書(所定の様式)」を作成し全体総括に提出する。
- ③ 全体総括(長野県協会ユース育成委員長)は、実施報告を管理し、「2025年度 活動報告書(所定の様式)」を確認し、JBA・長野県協会に報告する。

10,会計報告

- ① 全体の会計処理は、長野県協会ユース育成委員会が行う。
- ② 育成センター実施後、指導スタッフ(マネジメント)は、会計処理を行い、事業単位ごとに所定の会計報告書(実施報告書同様)および「証拠書類」(旅費精算書・領収書)をカテゴリー総括マネージャーに提出する。
- ③ カテゴリー総括マネージャーは、カテゴリー別活動における会計処理を行い、「2025年度 収支報告書、支出明細書(所定の様式)」を作成し、「証拠書類」と合わせて全体総括に報告する。
- ④ 全体総括(長野県協会ユース育成委員長)は、会計報告書(実施報告書同様)を管理すると共に「2025年度 収支報告書、支出明細書(所定の様式)」「証拠書類」を確認し、「収支報告書集計表」を作成し、JBA・長野県協会に報告する。

11,保険

育成センター活動では、選手および指導スタッフに対してスポーツ傷害保険に加入させなくてはならない。

《 スタッフ規程、支出規程 》

1, スタッフ規程

① 指導内容

- 1、人間教育を重視すること。（「人間力なくして競技力向上なし」JOC強化方針）
- 2、JBA技術委員会より提示されたJBA育成方針に基づき、長野県協会ユース育成委員会が指導内容の方向を決定する。
- 3、個の育成を主眼とし、局面別の個人技術・戦術等(上位カテゴリーではグループ戦術・チーム戦術)の習得理解を目指す。
- 4、習熟度、発達状況を考慮し、柔軟な指導を行う。
- 5、勝利至上主義に陥ることなく、勝つためのチーム作りの場とならないよう配慮する。

② コーチ研修会

年度当初に全ての育成コーチを対象としたコーチ研修会を実施する。

研修会に参加できない場合は、これに代わる指定の講習会に参加しなくてはならない。

③ 選手選考

- 1、育成年代の選手の選考にあたっては、「今」の評価だけでなく「将来」を想定した評価を取り入れ、選考を行う。
- 2、JBAの定める選手評価基準を参考に、合議の上で選手選考を実施する。
- 3、育成センター設置の目的を鑑み、勝利を目指すチーム作りのための選考とはしない。

④ スタッフの資質

1、JBAインテグリティ委員会による「クリーンバスケット、クリーンザゲーム」を遵守し、暴力根絶宣言を行い、行動規範を順守する。

2、選手選考に際して、選手の進路決定に影響する発言・行動は行わないこと。

※ JBA行動規範には暴言暴力のほか、不適切な指導、安全義務違反、リクルート、金品の贈与および受理等が含まれる。
特に重大な過失を伴う重い事故が生じた場合、保険だけでは対応できないことがあること、指導者個人が訴訟対象となることを認知しておくこと。

⑤ 指導者の任命制

全ての指導者は長野県協会ユース育成委員会により任命された者である。

運営要項3②4②③及び上記スタッフ規程に違反するコーチに対しては、任命権者である長野県協会ユース育成委員会がこの任を解くことが出来る。

2, 支出規程

① 支出項目

- 1、旅費(交通費)・・・スタッフ旅費については、別途の規程
- 2、賃借料(会場利用料) （日本スポーツ振興センタースポーツ振興事業助成金対象）
- 3、消耗品費 コピー用紙等事務用消耗品代、スコアシート代
- 4、会議費 会議開催にかかる飲料・弁当代 ※会議参加者の旅費は上記旅費規程に準ずる。
- 5、支払手数料 銀行振込手数料
- 6、通信運搬費 切手代
- 7、保険料
- 8、食糧費 スタッフ弁当代 900円以内

② 支出対象者

指導スタッフ(コーチ) およびマネジメントスタッフ(マネージャー)

- ③ 対象とならない経費
- 1、懇親会費や関係者との酒宴費用
 - 2、会議費や食糧費として一人 900 円(消費税別)を超える弁当代
 - 3、支出対象者に該当しない者にかかる費用（旅費、弁当代等）
 - 4、個人所有となる備品・消耗品等
 - 5、スタッフ、選手のウェア代（ビブス等含む）
 - 6、選手および引率の保護者の旅費

《安全対策・緊急時対応マニュアルおよびその他の注意事項》

1, 安全対策と緊急時対応マニュアル

① 選手の傷害・疾病

保護者・選手に向けて「指導中の傷害・疾病に対して、指導者は現場での応急措置を行うこととするが、その後の責は負わないこと」を告知する。（危険の認知の範囲として）

② 育成センター活動中に起こる事故等に対する緊急対応マニュアルや緊急連絡網を作成しておくこと。

③ 選手・スタッフの怪我・事故、選手間のいじめ・暴力等が発生した場合、当該コーチはカテゴリー総括マネージャーおよび全体総括に報告する。特に入院・通院加療が必要な怪我の場合は速やかに報告すること。

2, マルフアン症候群の取り扱い

① マルフアン症候群の選手は本事業には特段の配慮を行うこと。

② マルフアン症候群について参加選手の保護者に理解をいただき、問題がないことを保護者自身で確認し、チェックをしていたこと。

③ 高身長者が多い競技特性から、指導者もマルファン症候群の理解に努めること。

3,肖像権・ビデオ撮影・写真の取り扱い

撮影する場合、指導内容共有、個人での利用とし、参加者に肖像権の承諾を確認すること。

また、SNS、インターネット上への配信は禁止する。

4,個人情報の取り扱い

④ 育成センターにより得た個人情報は、個人情報保護法に基づき適正に管理すること。

（長野協会の定める「個人情報保護規程」「特定個人情報等取扱規程」「個人データの安全管理措置に関する規程」「個人情報の保護に関する監査規程」を遵守する。）

⑤ 個人情報は、長野県育成センター事業およびJBA強化育成事業に利用することがある。

5,新型コロナウイルス感染症に対する対策

JBA、長野県バスケットボール協会の示すガイドラインに沿って運営すること。

※ 同意書にて、1①、2②、3、4②,5を確認し、提出いただくこととする。